平成２４年（フ）第９８６７号
東京都江戸川区下篠崎町18―１―904
債務者　河知　里佳（旧姓奥冨）
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８６８号
東京都北区桐ケ丘２丁目９―N54―501
債務者　佐藤　幸江
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８７０号
東京都板橋区高島平５丁目２―４　ドリームガーデンⅡ105
債務者　坂田　裕一
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８７２号
東京都杉並区久我山４丁目33―14―105
債務者　渡邉　康徳
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８７４号
東京都世田谷区南烏山３丁目22―16―406
債務者　栗原久美子
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８７７号
東京都大田区中央２丁目２―18―102
債務者　上野　清之
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８７８号
東京都葛飾区堀切１丁目23―９　星野第３マンション404
債務者　高橋　和夫
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８８６号
東京都新宿区中落合３―29―６―103、住民票上の住所千葉県千葉市緑区あすみが丘５丁目31―７
債務者　山崎　雅文
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８９５号
東京都大田区南六郷３―16―14―301　佐々木智香方、住民票上の住所東京都大田区南六郷２丁目35―２―620　佐々木方
債務者　北地　淳子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８９７号
千葉県千葉市花見川区長作台２丁目17―13
債務者　中村　秋夫
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９０８号
東京都台東区入谷１丁目21―４　入谷セントラルプラザ21―510
債務者　市川　　都
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９０９号
東京都墨田区墨田２丁目10―10―602
債務者　市川　堅二
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９１０号
神奈川県横須賀市池田町４丁目５―10　コーポ山口Ｂ
債務者　田子　純子
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９１２号
東京都台東区下谷３丁目１―４
債務者　金井　哲男
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９１３号
神奈川県海老名市上今泉３丁目10―５―202
債務者　渡邊　康彦
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部